

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、等級及び職制上の段階ごとの職員数について公表します。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

【行政職給料表（一）】

等級	行政職給料表級別職務分類表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定期的な業務を行う職務	3	17.6%	主事	3	6	35.2%	係員級
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	3	17.6%	主事	3			
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして管理者が規則で定める職の職務	4	23.5%	主査	3	4	23.5%	係長級
				係長	1			
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして管理者が規則で定める職の職務	1	5.9%	主幹	1	4	23.5%	課長補佐級
5級	困難な業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして管理者が規則で定める職の職務	3	17.6%	課長補佐等	3			
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして管理者が規則で定める職の職務	2	11.9%	課長	2	2	11.9%	課長級
7級	事務局長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして管理者が規則で定める職の職務	1	5.9%	事務局長	1	1	5.9%	事務局長級
合 計		17						